

岡崎市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号、以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者(以下「子ども・若者」という。)に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図るため、岡崎市子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等(法第15条第1項の「関係機関等」をいう。)をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充て、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、教育部長、福祉部長及び子ども部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議により構成する。

- 2 会長は、第2条各号の事項に取り組むために必要と認めるときは、第3条に掲げる関係機関等以外の者に会議への出席を求め、個人情報に配慮した上で必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関として、教育委員会事務局社会教育課を指定する。

- 2 子ども・若者支援調整機関の事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 協議会の事務の総括に関すること。
 - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
 - (3) その他協議会の運営に必要な事項。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、第3条に掲げる関係機関等の代表者により構成する。

- 2 代表者会議は、第1条の目的を達成するための運営方針や、協議会の連携を深め円滑に機能するための環境整備等について協議する。
- 3 代表者会議は、会長の招集により、原則として年1回以上開催する。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、第3条に掲げる関係機関等の担当者により構成する。

2 実務者会議は、支援の実務を円滑に進めるための役割分担の明確化や、支援状況の進捗管理、情報交換等を行う。

3 実務者会議は、会長の招集により、必要に応じて随時開催するものとする。

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、第3条に掲げる関係機関等の内、個別のケースに直接関係を有する担当者、若しくは今後関係を有する可能性のある担当者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、個々の子ども・若者に関する支援に必要な情報交換、課題の確認及び役割分担の決定等を行う。

3 個別ケース検討会議は、子ども・若者支援調整機関の招集により、必要に応じて随時開催するものとする。

(秘密保持義務)

第10条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、法第24条の規定に基づき、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	関係機関等
矯正・更生保護	愛知県岡崎警察署 愛知県青少年育成アドバイザー連絡協議会
教育	岡崎市教育委員会事務局（社会教育課） 岡崎市教育相談センター 岡崎市小中学校現職研修委員会（小学校・中学校・特別支援） 西三河東地区高等学校長会 愛知県私学協会三河支部
福祉	岡崎市こども部（家庭児童課） 岡崎市福祉部（地域福祉課、ふくし相談課、障がい福祉課） 愛知県西三河児童・障害者相談センター 岡崎市民生委員児童委員協議会 社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会
保健医療	岡崎市保健部（健康増進課）
雇用	岡崎公共職業安定所
人権	名古屋法務局岡崎支局 岡崎人権擁護委員協議会